

再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱実施要領

令和2年3月31日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱（令和2年3月31日環境局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器の要件等)

第2条 太陽光発電の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

ア 蓄電設備（定置用蓄電池、又はEV（電気自動車）と接続すること。

ただし、電気自動車と接続する場合には、電気自動車と住宅との間で相互に電力を供給できるV2H充電設備があること。なお、「V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)充電設備」とは、電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備をいう。

イ 太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。

ウ 余剰型配線であること（全量売電しないこと）。

エ 北海道電力ネットワーク株式会社の電力系統に連系できること。

オ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。

ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

2 定置用蓄電池の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したもの（バインド電池含む）であること（接続する太陽光発電は新設、既設を問わない）。

イ 北海道電力ネットワーク株式会社の電力系統に連系できること。

ウ 蓄電容量が2.0kWh以上であるもの。

エ メーカー指定の環境条件に設置すること。

オ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池、バインド電池）、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

3 エネファーム（家庭用燃料電池）の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア 燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであること。
- イ マイナス 15℃の環境下でも安定した動作をする耐寒性能を備えていること。
- ウ 一般財団法人日本ガス機器検査協会が行う JIA 製品認証によって形式認証された製品であること。
- エ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- オ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用（停電時発電継続機能の搭載に必要な費用は含むが定置用蓄電池の費用は除く）。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

4 地中熱ヒートポンプの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア 地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するもの。
- イ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- ウ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

5 ペレットストーブの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア 木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機（暖房用ボイラーを含む）であること。
- イ 不燃材で形成された独立した暖房機であること。
- ウ 燃焼部を密閉できること。
- エ 煙を屋外へ排気できる又は煙突へ接続できる構造であること。
- オ 薪を燃料として利用できない構造であること。
- カ 木質ペレット以外の燃料は使用しないこと。
- キ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

ペレットストーブ本体の購入費用。

（申込等の方法）

第3条 要綱第4条に定める申込方法は郵送のみとする。各募集回における申込みは、別表1に定める期限内に指定場所へ郵送することとする（期限日までの必着とする）。

(抽選日)

第4条 要綱第8条第1項に定める抽選の実施日は、別表1に定める。なお、抽選の実施有無については、抽選日の前日までに本補助制度のホームページにて通知する。

(募集期間及び機器取得日)

第5条 要綱第7条に定める補助の申請募集期間、要綱第6条に定める対象機器取得日は、別表1に定めるものとする。

(補助金交付申請兼完了届の提出期限)

第6条 要綱第11条第2項で定める補助金交付申請兼完了届の提出期限は、次のいずれか期限の遅い期日とする。なお、提出方法は郵送のみとし、提出期限日までの消印有効とする。

- (1) 対象機器を取得した日の翌日を起算日として、60日を経過する日
- (2) 補助金受領予定者となった募集回の募集締切日の翌日を起算日として、60日を経過する日

2 前項で起算した提出期限が2月10日を過ぎていた場合においては、前項の規定にかかわらず、2月10日を提出期限とする。

(調査・アンケート)

第7条 要綱第21条第1号に規定するアンケート調査は、補助金交付年度の翌年度から実施する。

2 要綱第21条第2号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 取材協力
- (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

申請募集期間		抽選日	対象機器 取得日
第1回	令和4年 5月11日～ 7月13日	令和4年 7月27日	令和4年3月12日 以降
第2回	令和4年 9月 1日～11月 9日	令和4年11月24日	

※ 第2回目の申請募集期間終了後の募集については、要綱第7条第2項及び第3項に基づくものとする。なお、対象機器取得日については、令和4年3月12日以降とする。